

65歳以上の  
高齢者対象

## 補聴器の購入費を助成します



### ○目的

明石市では、聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を助成します。

### ○助成対象者(以下のすべての要件を満たす方)

- ①市内に住所を有する満65歳以上の方
  - ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
  - ③耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明(医師意見書)を受けた方
- ※ 中等度難聴程度(医師の診断による例外あり)

### ○助成内容

20,000円を上限として、1人1回限り助成

- ※ 助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品(集音器は対象外)
- ※ 片耳、両耳問わず上限は20,000円
- ※ 故障、修理、メンテナンスなどは対象外
- ※ 受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担
- ※ 助成決定通知の決定日から6か月以内に購入し、請求してください。
- ※ 申請前に購入されたものは助成対象外です。

【裏面をご覧ください】

# 申請から助成までの流れ

## ①申請書の入手

市役所窓口（本庁舎2階⑦窓口）にて、申請書と医師意見書用紙（市指定の様式）をお渡しします。



## ②耳鼻咽喉科の受診

医師意見書用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。

医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書に記入を受けてください。



※ 受診料・検査料・文書料等は自己負担です。

## ③申請・決定

ア 申請書と医師が発行した医師意見書を高齢者総合支援室に提出してください。

※ 医師意見書の作成日から3か月以内を目途に提出してください。

イ 市から助成決定通知書と請求書用紙（市指定の様式）が届きます。

※ 助成決定通知書が届くまでは補聴器を購入しないでください。



## ④購入

ア 補聴器を購入し、購入店舗からその領収書をもらってください。

※ 宛名は申請者本人に限ります。

イ 請求書に領収書と補聴器の型番がわかる書類を添付し、高齢者総合支援室に提出してください。

※ 市の助成決定通知書の発行日から6か月以内に補聴器を購入し、請求書を高齢者総合支援室に提出してください。



## ⑤助成

申請者本人名義の指定口座に助成金を振り込みます。

### 【お問い合わせ先】

明石市 高齢者総合支援室 高年福祉係

TEL:078-918-5288 FAX:078-918-5106